

(更新日) 令和4年7月1日

## 高齢者福祉施設における新型コロナウイルスに関する対応について (ダイジェスト版)

介護支援課

新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大防止に備えるため、各施設で対応することについて、国からの通知内容を下記のとおりまとめましたので、参考としてください。

### 1 感染防止及び感染者が発生した場合の取り組み

新型コロナウイルス感染症の発生及び拡大防止に備えるため、下記通知等を踏まえ、引き続き、感染防止策などの徹底をお願いします。

○介護現場における感染対策の手引き（第2版）

○介護職員のための感染対策マニュアル（手引きの概要版）

○感染対策普及リーフレット（手引きのポスター版）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_kourei\\_sha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_kourei_sha/taisakumatome_13635.html)

（令和2年10月1日付事務連絡、令和3年3月9日付事務連絡、令和3年11月24日付事務連絡）

○施設内療養時の対応の手引き（令和3年5月21日付事務連絡）

○「高齢者施設におけるワクチン接種歴等を踏まえた面会に係る事例集について」  
（令和3年12月15日付厚生労働省老健局結核感染症課ほか連名事務連絡）

○「『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』の改訂について」  
（令和2年5月11日付厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡）

※息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合及び発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状がある場合には、保健所等に設置されている「新型コロナウイルス感染症有症者相談窓口」に連絡し、指示を受けること。また、発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておくこと。

### 2 動画（感染対策）について

（1）訪問介護職員のためのそうだったのか！感染対策」

＜居宅を訪問して行うサービス＞

①あなたが利用者宅にウイルスをもちこまない（5月1日公開）

②あなたと利用者がウイルスをやりとりしない（5月7日公開）

③あなたがウイルスをもちださない（5月7日公開）

動画掲載場所：厚生労働省 YouTube（MHLWchannel）

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyW1oHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyW1oHZGHxCc)

(2) 「訪問介護サービスを受ける方のためのそうだったのか！感染対策」

あなたがウイルスを受け取らない、渡さないために（5月29日公開）

[https://www.youtube.com/watch?v=z14ufxBL6\\_4](https://www.youtube.com/watch?v=z14ufxBL6_4)

（令和2年5月1日付事務連絡、令和2年5月7日付事務連絡、令和2年5月29日付事務連絡）

(3) 「介護老人福祉施設（特養）のためのそうだったのか！感染対策」

①外からウイルスをもちこまないために（6月21日公開）

②施設の中でウイルスをひろめないために①（6月30日公開）

③施設の中でウイルスをひろめないために②（6月30日公開）

<https://www.youtube.com/watch?v=iobl4wSAXnA&t=3s>（令和2年6月24日付事務連絡、令和2年6月30日付事務連絡）

(4) 「送迎の時のそうだったのか！感染対策」

①ウイルスをもらわない、わたさないために

[https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj\\_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc](https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWj_HIGPFEBEiyWloHZGHxCc)

（令和2年6月30日付事務連絡）

- 高齢者施設等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について  
改めて高齢者施設の等における感染対策に活用可能な手引き、教材及び研修等について  
厚生労働省が取りまとめた。（令和4年4月27日付事務連絡）

### 3 介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて

- 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、介護報酬、人員、施設・整備及び運営基準等について要件を満たすことができなくなる場合等については、「令和元年度台風第19号に伴う災害における介護報酬等の取扱いについて」における取扱いの考え方を参考に、柔軟な取扱いを可能とする。なお、通知の内容は例示であり、その他については、各指定権者に相談の上、柔軟な取扱いを可能とする。（令和2年2月17日付事務連絡）
- 都道府県等から休業の要請を受けて休業している場合において、各指定権者に相談し、また利用者等の意向を確認した上で、代替的にサービス提供を行った場合に、実際に提供したサービスについて、相応の介護報酬の算定が可能となる。（令和2年2月24日付事務連絡）
- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のQ&Aを追加（令和2年2月28日付事務連絡、令和2年3月6日付事務連絡、令和2年3月26日付事務連絡、令和2年4月7日付事務連絡、令和2年4月9日付事務連絡、令和2年4月10日付事務連絡、令和2年4月15日付事務連絡、令和2年4月24日付事務連絡、令和2年5月25日付事務連絡、令和2年6月15日付事務連絡、令和2年8月13日付事務連絡、令和2年10月21日付事務連絡、令和2年12月25日付事務連絡、令和3年2月16日付事務連絡、令和3年3月22日付事務連絡、令和3年4月5日付事務連絡、令和3年5月6日付事務連絡、令和3年5月20日付事務連絡、令和3年6月8日付事務連絡、令和3年7月2日付事務連絡、令和3年7月1

9日事務連絡、令和3年8月11日事務連絡、令和4年2月9日付事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症対策を行う場合、学校等の臨時休業、職員の感染等により職員の確保が困難となった場合等についても、要件に該当する場合は、労働基準法第33条第1項に基づく労働基準監督署長の許可又は届出により、法定の労働時間延長の対象となり得る。(令和2年3月17日付事務連絡)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめを厚生労働省ホームページに掲載(令和2年4月20日付事務連絡)  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>
- 令和3年度より、通所介護等の報酬について感染症や災害の影響により利用者が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点からの特例措置が導入された。  
それに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」第12報(令和2年6月1日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)及び第13報(令和2年6月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡)の間1～3は、令和3年3月サービス提供分をもって廃止された。なお、当該特例を適用し請求する場合の請求時効は2年とする。(令和3年1月22日付事務連絡)
- 介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び介護医療院における医師が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。また、人員配置基準において保健師、看護師又は准看護師の配置が求められる介護サービス事業所に勤務する看護職員が、自治体の依頼を受け自治体が準備する接種会場等における新型コロナワクチンの接種に協力する場合は、人員基準上の配置等に影響しない取扱いとなる。ただし、自施設の利用者の心身の状態の把握や管理業務などに支障がないよう、当該時間中の連絡体制等を整えておくこと。(令和3年5月6日付事務連絡、令和3年5月20日付事務連絡)
- 介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナワクチンの接種を受けるとことや接種後の副反応により、一時的に人員配置基準等を満たさなくなる場合、柔軟な対応をして差し支えない。なお、介護サービス事業所に勤務する職員が新型コロナワクチンの接種を受けの際には、同一事業所内では職員の接種日を分散させるなど、利用者の処遇に影響しないよう可能な限り接種日等の調整を行うこと。(令和3年7月2日付事務連絡)
- 介護医療院等での施設内感染発生時における診療報酬上の特例的な対応について(令和3年9月6日付事務連絡、令和3年9月29日付事務連絡、令和4年1月28日付事務連絡)

#### 4 布製マスクの配布について〈全サービス共通〉

- 再利用可能な布製マスクについて、情報公開システムの公表情報等に基づき設定された枚数が各施設等及び居宅介護支援事業所あて配布される。(令和2年3月19日付事務連絡)
- マスク配布に係る電話相談窓口  
0120-829-178  
受付時間：午前9時から午後6時まで(土曜・日曜・祝日も対応)  
(令和2年3月25日付事務連絡)

○布製マスクの洗い方に関する動画

YouTube metichannel (経済産業省)「布マスクをご利用のみなさまへ」  
(検索方法) YouTube から「布マスクをご利用のみなさまへ」で検索  
<https://www.youtube.com/watch?v=AKNNZRRO74o>

○令和2年12月以降の布製マスク追加配布については、電子メールにて申込のあった施設・事業所のみ配布

原則として専用フォームより申出を受け付ける(令和4年1月17日付事務連絡)

~~専用メールアドレス: [maskhaifukibou@mhlw.go.jp](mailto:maskhaifukibou@mhlw.go.jp)~~

電話番号: 0120-829-178(9~18時: 土日祝日も実施)

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask\\_haifukibou.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/mask_haifukibou.html))

(令和2年12月3日事務連絡)

○介護施設等への布製マスクの配布希望の申出に係る提出様式の変更について(令和3年11月4日付事務連絡)

○布製マスクの配布希望の申出等について(令和3年12月24日付事務連絡)

○布製マスクの配布希望の申出に係る申出期限の延長等について(令和4年1月11日付事務連絡)

○布製マスクの配布希望の申出方法の変更について(令和4年1月17日付事務連絡)

## 5 高濃度エタノール製品の使用について<医療機関等>

○やむを得ない場合に限り、高濃度エタノール製品を手指消毒用エタノールの代替品として用いることは差し支えない。使用の際は、使用者の責任においてアルコール事業法の許可業者より購入し、当該品の成分等について確認するとともに、衛生的な管理に努めること。なお、代替品として用いられる高濃度エタノール製品は、医薬品医療機器等法(昭和35年法律第145号)に規定する医薬品又は医薬部外品に該当しない。(令和2年3月23日付事務連絡)

## 6 介護サービス事業所の休業・事業縮小の際の留意点について

○休業やサービス縮小を行う場合は、十分な猶予期間を設けるとともに、事前に利用者に対し休業等の事実や代替サービスの確保等について丁寧な説明を行うこと。また、代替サービスの検討を行い、関係事業所と連携しつつ適切なサービス提供を確保すること。

○以下の融資・助成金の活用が可能であること。

- ・独立行政法人福祉医療機構による無利子・無担保の経営支援

(福祉医療機構ホームページ <https://www.wam.go.jp/>)

- ・雇用調整助成金

([https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufuki\\_n/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufuki_n/pageL07.html)) (令和2年4月24日付事務連絡)

## 7 オンライン面会の実施について<入所施設・居住系サービス>

○使用するパソコン等は、施設等で保有するもののほか、利用者ご本人や、職員の保有するものの利用についても検討すること。その際は、所有者の同意を得ること。また、ご家族等側でパソコン等が準備できない場合は、施設等への感染経路を断つという趣旨に

反しない範囲で、施設等での玄関等での実施や施設等の保有するパソコン等の貸与も検討すること。

- 共有スペース等で実施する際は、他の利用者や職員に会話内容が聞こえてしまうことのないよう、衝立で仕切る等、プライバシーの確保に努めること。
- パソコン等を操作する際は、当該パソコン等及び職員・利用者の手指の消毒を行うこと。飛沫感染防止のため、同席者は横に並び、1メートルほど距離を空け、マスクの着用をすること。
- web アプリを使用する場合は、個人情報保護の観点から、利用者又はご家族等の同意を得ておくことが望ましい。(令和2年5月15日付事務連絡)

## 8 入居契約の締結に係る事前説明におけるITの活用等について

### ＜有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅＞

- 説明の内容について十分に理解できる程度に映像を視認でき、施設及び入居希望者の双方が発する音声を十分に聞き取ることができるとともに、双方向でやりとりできる環境において実施すること。
- ITを活用した説明をすることについて入居希望者の意向を事前に確認し、同意を得ていること。なお、同意は口頭でも可能であるが、後のトラブル防止の観点から、書面やメール等の形で証跡として残すことが望ましい。
- 重要事項説明書等を、入居希望者にあらかじめ送付していること。
- 説明途中で映像を視認できない又は音声を聞き取ることができない状況が生じた場合、直ちに説明を中断し、当該状況が解消された後に説明を開始すること。  
(令和2年6月8日付事務連絡)

## 9 感染者発生時の対応について＜入所施設・居住系サービス＞

- 高齢者施設から医療機関への搬送時には、施設側は、当該医療機関に対し、新型コロナウイルスへの感染状況（感染者であるか、濃厚接触者であるか）も含めた当該入所者の状況・症状等を可能な限り詳細に情報提供を行うこと。
- 新型コロナウイルス感染症患者在退院基準を満たして退院した場合及び新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。当該退院者の病状その他の理由により適切なサービスを提供することが困難な場合は、個別に調整を行うこと。(令和2年6月30日付事務連絡)
- 感染が発生した施設において、入所者の状態等により受診が困難な場合等においては、施設において検体採取を行う場合も考えられること。検体採取が行われる場所について、濃厚接触者とその他の利用者との導線の区別及び換気・消毒の観点等を踏まえ、事前に検討しておくこと。(令和2年8月7日付事務連絡)
- 新型コロナウイルス感染症における中和抗体薬の高齢者施設等における活用について  
(令和3年9月17日付事務連絡、令和3年9月28日付事務連絡)

## 10 入居者の医療・介護サービス等の利用について＜入所施設・居住系サービス＞

- 医療・介護サービス事業所において、適切な感染防止対策が実施されているにも関わら

ず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由にサービスの利用を制限することは不適當であるため、入居者が希望する、もしくは入居者に必要なサービス等について不当に制限しないこと。(令和2年9月4日付通知、令和2年9月18日付事務連絡)

- 新型コロナウイルス感染症患者については、検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合がある。退院基準を満たす場合には適切な受け入れを行うこと。退院基準を満たし退院した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。
- 新型コロナウイルス感染症に感染していない患者が退院した場合に、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるという理由で入所を断ることも、受入を拒否する正当な理由には該当しないこと。(令和2年12月25日付事務連絡)

## 11 介護保険サービス従業者向けの感染対策に関する研修について<介護保険サービス>

- 感染対策マニュアル、自主点検、シミュレーション等の活用ツール  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)  
(令和3年3月9日付事務連絡)
- 介護施設等の職員のためのサポートガイド  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisakumatome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisakumatome_13635.html)  
(令和3年3月24日付事務連絡)
- 感染症対策力向上のための研修教材配信サイト  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/kansentaisaku\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/kansentaisaku_00001.html)  
(令和3年4月20日付事務連絡、令和3年5月28日付事務連絡)

## 12 寒冷な場面における感染防止対策、換気の方法について<全サービス共通>

- 寒い環境でも、機械換気又は常時窓開けによる換気を実施すること。窓開けの際は室温は18℃以上を目安とし、室温が下がらない範囲で窓を少し開けること。窓を開ける幅は室温と相対湿度をこまめに測定しながら調整すること。
- 人がいない部屋の窓を開け、廊下を経由して、少し暖まった状態の新鮮な空気を人のいる部屋に取り入れること(二段階換気)や、HEPA フィルター付きの空気清浄機の使用も考えられる。
- 開けている窓の近くに暖房器具を設置すると、室温の低下を防ぐことができるが、燃えやすい物から距離をあけるなど、火災の予防に注意すること。  
(令和2年12月4日付事務連絡)

## 13 介護施設等の職員のためのメンタルヘルス相談窓口について

- 公益社団法人全国老人福祉施設協議会：<https://js-cocomen.com/>
- 公益社団法人全国老人保健施設協会：<https://booking.roken.or.jp/>

#### 14 病床ひっ迫時における留意点等について<入所施設・居住系及び訪問系サービス>

- 高齢者施設入所者については、新型コロナウイルスに感染した場合には原則入院となるが、病床ひっ迫時には、やむを得ず施設内での入所を継続する場合があること。
- 施設内で入所継続を行う場合は、保健所や感染管理専門家と相談し、感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の居室や生活空間を分け、入り口等の導線も分かれるようにすること。また感染している入所者、濃厚接触者及びその他の入所者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けること。分けることが困難な場合には防護具の着用等、特段の注意を払うこと。(令和3年1月14日付事務連絡)
- 病床ひっ迫時には、在宅の要介護高齢者が感染した場合についても、やむを得ず自宅療養となることがあること。
- 自宅療養者への訪問系サービスの提供においては、訪問時間を可能な限り少なくし、マスク、エプロン、必要時の手袋の着用等、感染機会を少なくするための工夫を行うこと。サービス提供中に自宅療養者の状態の変化等がみられた場合は、事業所は速やかに保健所に連絡すること。(令和3年2月5日付事務連絡)

#### 15 在宅の要介護（支援）者に対するサービス継続について<通所系・訪問系サービス>

- 介護サービス事業所が、感染が拡大している地域の家族等との接触があり新型コロナウイルス感染の懸念があることのみを理由にサービス提供を拒むことは、サービスを拒否する正当な理由には該当しない。(令和3年2月8日付事務連絡)

#### 16 抗原簡易キットを活用した積極的な検査等の実施について<全サービス共通>

- 「職場における積極的な検査等の実施手順」を参考にし、積極的な検査等を行うこと。なお、高齢者施設等の従事者に軽度であっても症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することによって感染拡大を防止する観点から、迅速に検査を実施できるよう入所系施設に国より順次抗原簡易が配布されています。(令和3年7月15日付3介334号通知)
- 社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査を実施するため、医薬品卸売業者から購入を検討している場合、購入に当たっての問合せ先として厚生労働省の以下のホームページに、問い合わせに対応できる医薬品卸売業者等のリストが掲載されていますので、参考にしてください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00296.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00296.html)  
国から配布を受けた抗原定性検査キットを保管している医療機関や高齢者施設等が、保管している抗原定性検査キットを社会機能の維持のための濃厚接触者に対する検査に使用することは差し支えありません。なお、使用に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」(令和4年1月5日付け事務連絡)4の<濃厚接触者の取扱い>において、待機の解除のための検査を行う事業者が検査の実施に当たって求められる内容を遵守してください。(令和4年1月27日付厚生労働省事務連絡)

#### 17 経口抗ウイルス薬の高齢者施設等における活用について

- 経口抗ウイルス薬を高齢者施設等で使用するにあたっては、ラゲブリオ登録センターへ

登録するための登録用仮コードの付与が必要となります。登録完了後、登録用コードが付与され、各施設からラゲブリオ登録センターに発注が可能となります。（令和4年2月2日付3介号外通知、令和4年2月18日付3介号外通知）

○申請にあたっては、登録の必要性等について医師とよくご確認の上、申請されるようお願いいたします。なお、本剤使用にあたっては以下の点に留意いただく必要がありますのでご承知おきください。

- ・投与中及び投与後の健康観察を行うことができること。
- ・投与中及び投与後の体調悪化時に速やかに対応ができる。また、緊急時に連携する医療機関があること。

## **18 退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について**

○新型コロナウイルス感染症の退院患者の受入れに協力する介護老人保健施設に関する医療機関への情報提供について（令和4年6月7日付事務連絡）

## **19 参考**

国からの事務連絡については、県公式ホームページに掲載しております。

[ホーム](#) > [健康・医療・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [介護サービス](#) > [市町村・介護保険指定事業者の皆様への情報](#)



## 面会について

- 面会については、感染経路の遮断という観点と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という観点から、地域における発生状況等も踏まえ、可能な限り安全に実施できる方法を検討すること。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入所者及び面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮して、管理者が面会時間や回数、場所を含めた面会の実施方法を判断すること。
- 面会の実施方法を判断する際、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合は、対面での面会の実施を検討すること。
- なお、入所者や面会者がワクチンを接種していないことを理由に不当な扱いを受けることがないよう留意し、ワクチンを接種していない入所者や面会者も交流が図れるよう検討すること。
- 対面での面会を制限せざるを得ない場合には、「高齢者施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月15日付厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室ほか連名事務連絡）、「障害者支援施設等におけるオンラインでの面会の実施について」（令和2年5月22日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）等も参考に、引き続きオンラインでの実施を検討すること。
- 面会を実施する場合は、入所者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性であることを確認できた場合であっても、感染防止対策を行った上で実施すべきであること。
- 面会の実施方法については、各施設において取り決めた上で、入所者や家族等に対して丁寧に説明し、理解を得られるように努めること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、利用者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。

### （面会を実施する場合の感染防止対策）

- 面会者に対して、体温を計測してもらい、発熱が認められる場合には面会を断ること。
- 面会者がのどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の感染症が疑われる症状を有する場合やその他体調不良を訴える場合には面会を断ること。
- 面会者の氏名・来訪日時・連絡先については、感染者が発生した場合に積極的疫学調査への協力が可能となるよう記録しておくこと。また、面会者が面会后、一定期間（少なくとも2日）以内に、発症もしくは感染していたことが明らかになった場合には、施設にも連絡をするよう面会者に依頼すること。
- 面会者は原則として以下の条件を満たす者であること。
  - ・感染者との濃厚接触者でないこと
  - ・同居家族や身近な方に、発熱等の感染症が疑われる症状がないこと
  - ・過去2週間内に感染者、感染の疑いがある者との接触がないこと
  - ・過去2週間以内に発熱等の症状がないこと
  - ・過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航歴がないこと。
  - ・人数を必要最小限とすること。
- 面会者には、面会時間を通じてマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 一定の距離を確保するなど、面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。

- 面会時には、換気を十分に行うこと。
- 面会場所での飲食は可能な限り控えること。大声での会話は控えること。
- 面会者は施設内のトイレの使用を必要最小限とすること。
- 面会後は、使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃又は消毒を行うこと。
- ワクチン接種後にも新型コロナウイルスに感染することがあることや、検査結果が陰性でも感染している可能性を否定しているものではないことを踏まえ、ワクチン接種者も含め、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を引き続き徹底するとともに、各施設においては、引き続きクラスターの発生に対する警戒を怠らないこと。

### 外出について

- 入所者の外出については、生活や健康の維持のために必要なものは制限すべきではなく、「三つの密」の回避、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗い等の手指衛生、換気等の基本的な感染対策を徹底し、自らの手で目、鼻、口を触らないように留意すること。
- 感染が拡大している地域では、感染拡大防止の観点と、入所者、家族のQOLを考慮して、対応を検討すること。なお、外出の際は、基本的な感染対策を徹底すること。

### 廃止済み事務連絡

- 「介護老人保健施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和2年5月4日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
- 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改訂）」（令和2年10月15日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）による改定
- 「介護施設・事業所等における新型コロナウイルス感染症対応等に係る事例の共有について」（令和3年3月9日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）
- 「高齢者施設等における面会に係る事例集及び留意事項等の再周知について」（令和3年7月19日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）